

## 令和元事務年度における 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

### 情報交換に関する国際的な動向

近年の経済活動の一層のグローバル化を背景に、個人・企業による海外への資産移転等が増加する中、国際的な租税回避行為や海外への資産隠しに対する国民の関心が高まっており、国際的に大きな課題となっています。

G20 や OECD においては、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国税務当局間での協力・連携を一層推進していくこととしています。

国税庁としては、こうした国際的な動きに対応して、CRS (Common Reporting Standard : 共通報告基準) に基づく非居住者金融口座情報 (CRS 情報) を含め租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施して、今後とも、国際的な脱税等の把握や防止に効果的に取り組んでいきます。

※ 租税条約等に基づく情報交換には、「自動的情報交換」、「自発的情報交換」及び「要請に基づく情報交換」の3つの類型があり、情報交換事績もこれらの類型に分けています。

※ 我が国の情報交換ネットワークの現状については、p.11 をご参照ください。

## 1. 「自動的情報交換」

### 【ポイント】

**国際的な脱税や租税回避行為に対処するため、CRS情報やCbCRの自動的情報交換を実施。**

- 我が国にとって2回目となる令和元事務年度のCRS情報の自動的情報交換では、日本の居住者に係る金融口座情報約206万件を86か国・地域の外国税務当局から受領した一方、日本の非居住者に係る金融口座情報約47万件を国税庁から65か国・地域に提供しました。
- CbCR (Country by Country Report:国別報告書)の自動的情報交換では、1,751社分のCbCRを44か国・地域の外国税務当局から受領した一方、844社分のCbCRを国税庁から52か国・地域に提供しました。
- 法定調書により把握した非居住者等への支払についての情報約16万件を外国税務当局から受領した一方、約87万件を外国税務当局に提供しました。

- 諸外国の税務当局から受領するCRS情報や法定調書情報等は、海外にある資産及びそこから生じる所得の把握などに効果的であり、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報等と併せて分析を行った上で、課税上問題があると見込まれる納税者を把握し、税務調査を実施しています。また、徴収の分野においても、受領した情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行っています。

#### 1-1 「CRS情報の自動的情報交換」

- 我が国と同様に、平成30(2018)年からCRS情報の自動的情報交換を開始した国・地域については、1年目(平成30事務年度)は原則として新規口座及び個人の既存<sup>※</sup>高額口座(口座残高1億円超)が交換対象となっており、2年目(令和元事務年度)以降は、個人既存<sup>※</sup>低額口座及び法人既存<sup>※</sup>口座も対象となっています。

※ 平成28年12月31日以前に開設された口座。

○ 令和元事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況は次のとおりです。

	受領		提供	
	国・地域数	口座数 (件)	国・地域数	口座数 (件)
アジア・大洋州	15	1,630,421	11	373,870
北米・中南米	19	96,288	11	33,526
欧州・NIS諸国	41	299,313	38	64,129
中東・アフリカ	11	32,755	5	2,174
合計	86	2,058,777	65	473,699

《参考》平成 30 事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況

	受領		提供	
	国・地域数	口座数 (件)	国・地域数	口座数 (件)
アジア・大洋州	11	445,919	10	74,770
北米・中南米	15	41,995	9	6,261
欧州・NIS諸国	40	232,492	35	8,895
中東・アフリカ	8	24,580	4	229
合計	74	744,986	58	90,155

#### 「CRS 情報の自動的情報交換」の活用例

☆ 受領した CRS 情報をもとに、調査対象者 A 個人名義の海外預金口座を把握したが、所得税申告書等には関連する所得及び財産の記載がなく、所得税の申告漏れが想定された。調査の結果、A は海外で金融商品への投資や不動産の購入、貸付及び売却を行っていることが判明し、これらに関する所得税の申告が漏れていることを把握した。

別紙 1 CRS に基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙 2 CRS 情報の自動的情報交換の地域別受領・提供口座数

## 1-2 「CbCRの自動的情報交換」

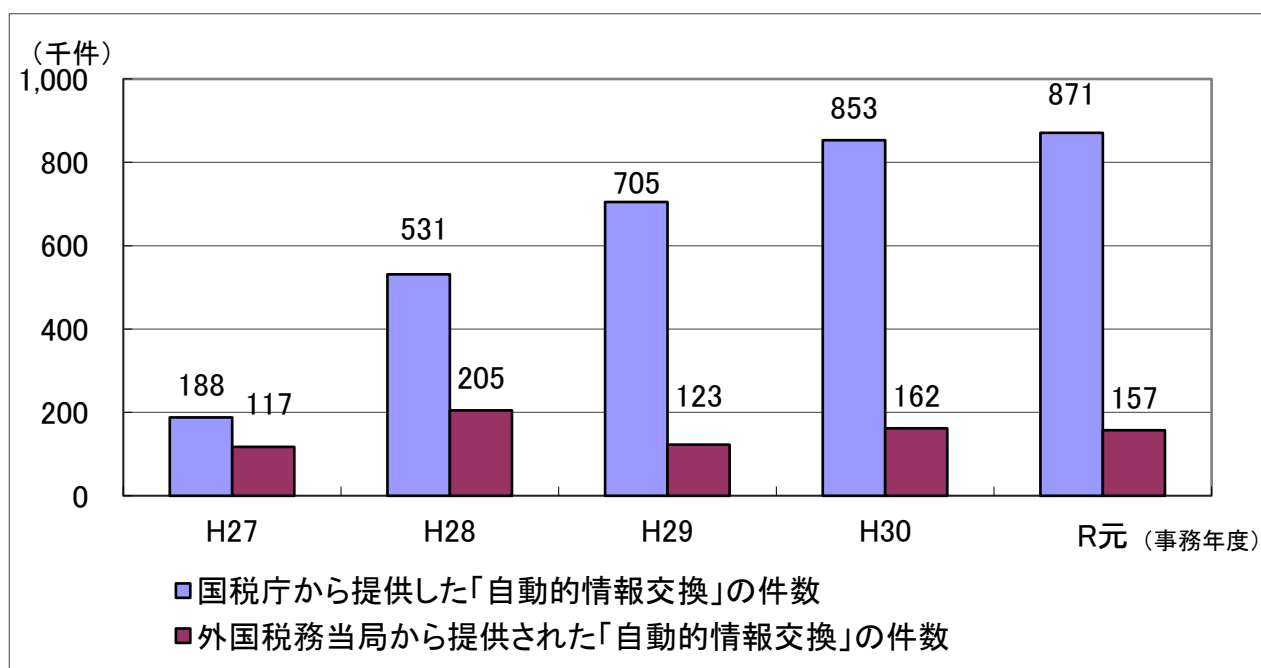
- CbCRの自動的情報交換は、OECDのBEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトの勧告（行動13「多国籍企業情報の文書化」）に基づくものです。受領したCbCRは、移転価格リスク評価その他のBEPSに関連するリスク評価及び統計に使用することとしています。
- 令和元事務年度におけるCbCRの受領・提供の状況は次のとおりです。

	受領	提供
国・地域数	44	52
最終親会社数	1,751	844

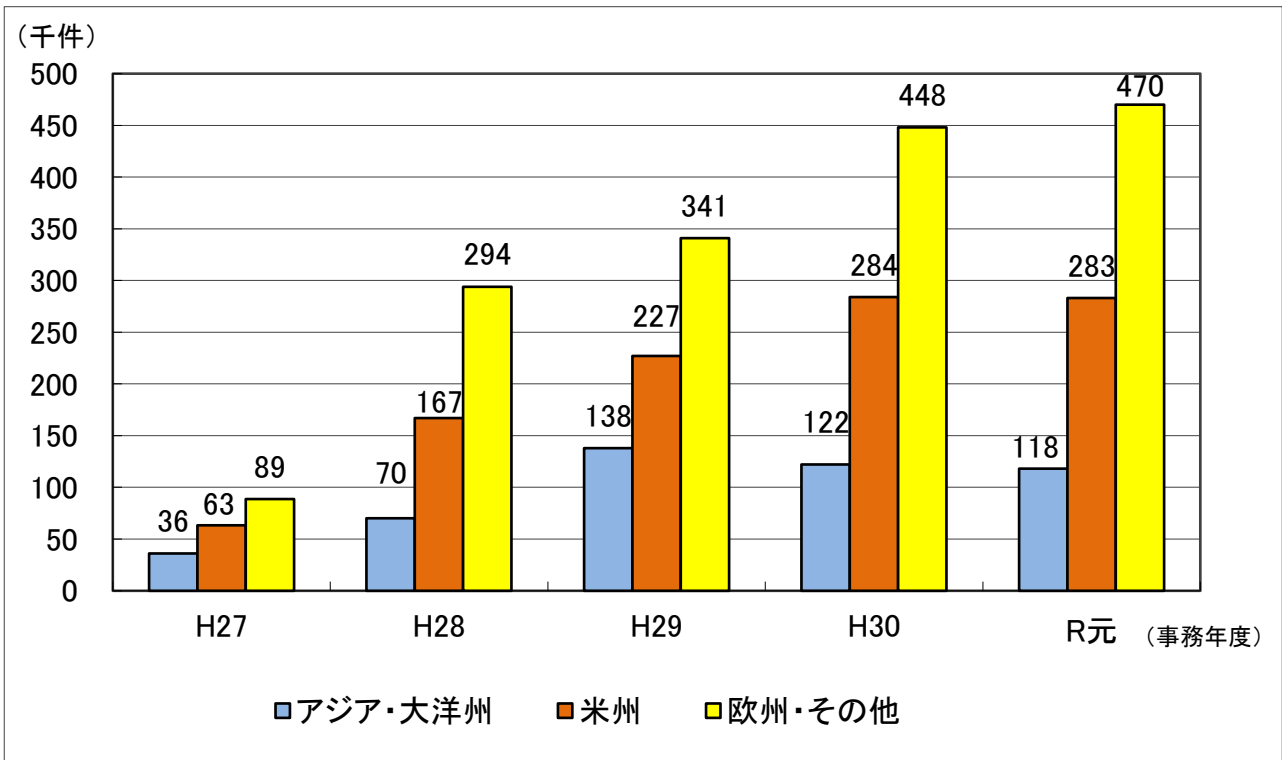
## 1-3 「法定調書情報の自動的情報交換」

- CRS情報やCbCRの自動的情報交換のほか、従来から法定調書により把握した非居住者等への支払等（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）についての情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付しています。
- 国税庁では、外国税務当局から提供された情報を申告内容等と照合し、国外財産について内容を確認する必要があるかなどの検討を行っています。

グラフ1 「法定調書情報の自動的情報交換」件数の推移



グラフ2 「法定調書情報の自動的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



「法定調書情報の自動的情報交換」の活用例

☆ X国の税務当局から提供された資料をもとに、日本の居住者Bの申告内容を検討したところ、X国のY銀行に預け入れた預金に係る受取利子が日本で申告されていなかったことを把握した。

## 2. 「自発的情報交換」

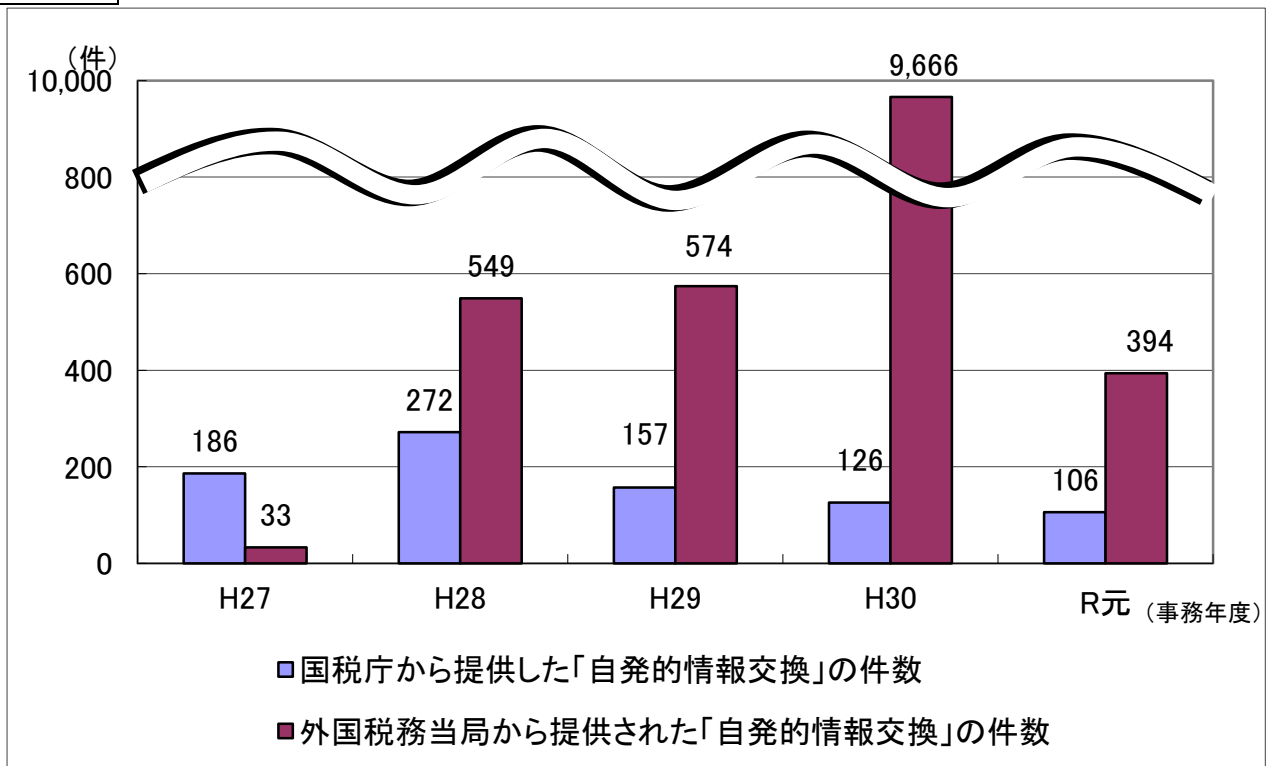
- 「自発的情報交換」は、国際協力の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。

### 【ポイント】

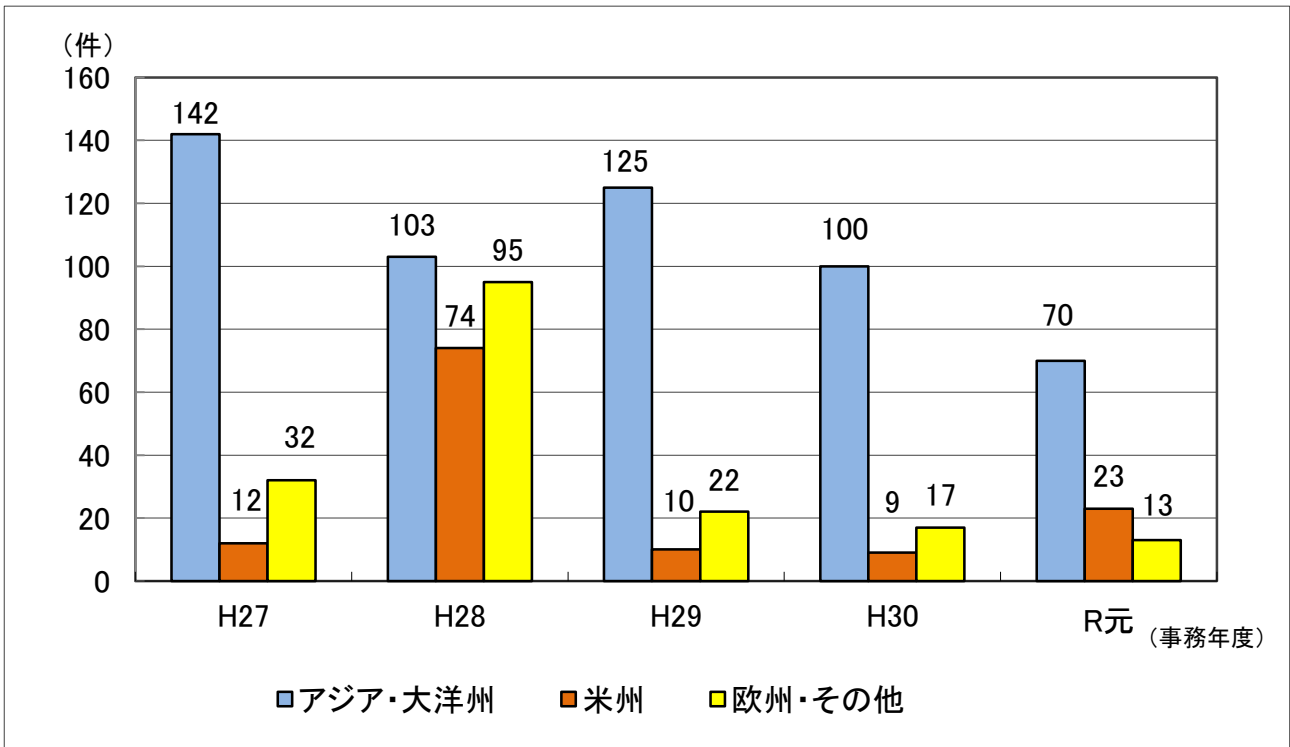
#### 国際協力の観点から、外国税務当局へ自発的に情報を提供。

- 外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は 394 件であり、特定の国から大量の情報を受領した昨事務年度と比較し、大幅に減少しています。
- 国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 106 件であり、例年と比べ減少しています。  
地域別にみると、アジア・大洋州の国・地域への提供が 70 件と最も多くなっています。

グラフ3 「自発的情報交換」の件数の推移



グラフ4 「自発的情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



「自発的情報交換」の実施例

☆ 【国税庁から外国税務当局に情報提供をした例】

内国法人は、X国に所在する法人Cから製品を輸入しているが、その代金は法人Cの代表者名義の口座に送金されており、法人CがX国において申告すべき売上を除外していると想定されたため、X国の税務当局に対し、送金や取引に関する資料を提供した。

### 3. 「要請に基づく情報交換」

- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請するものです。国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 具体的には、これにより、外国税務当局から、海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手しています。

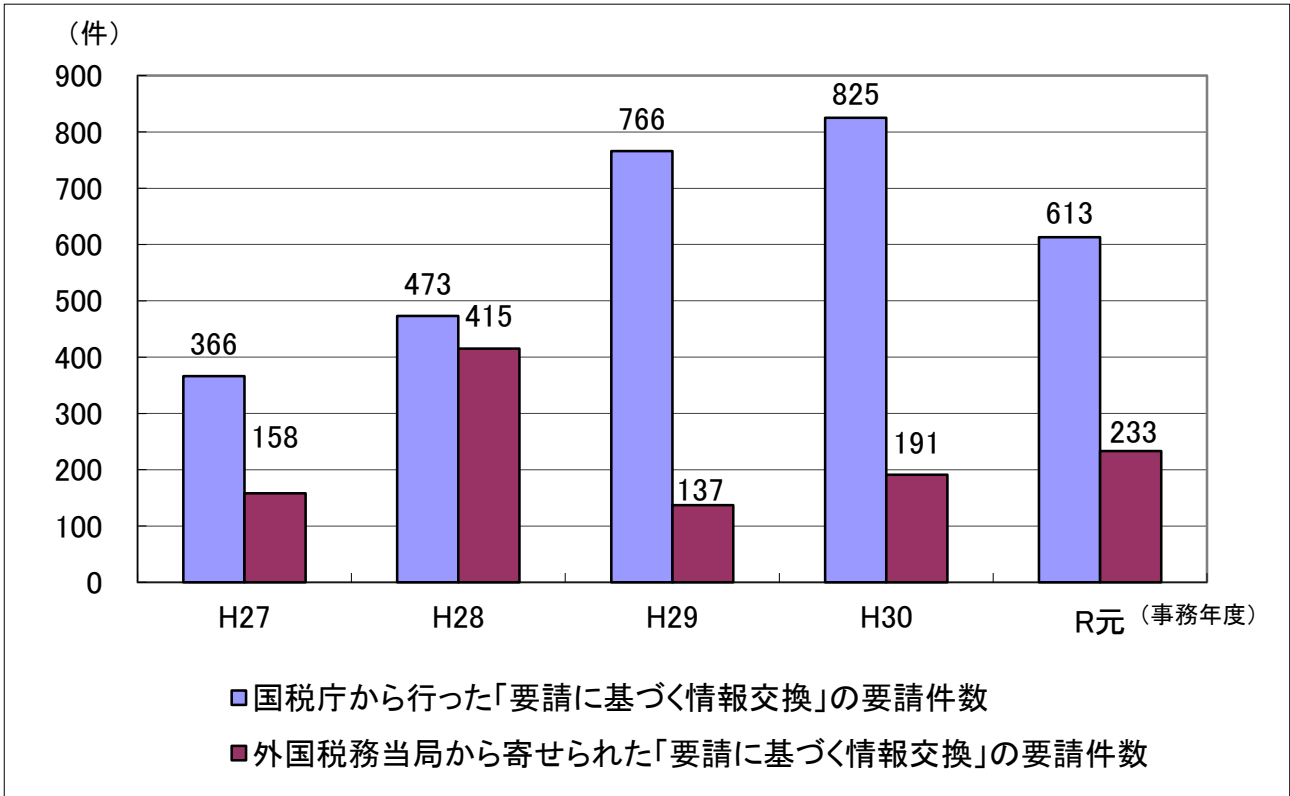
#### 【ポイント】

**広範な情報交換ネットワークを活かし、「要請に基づく情報交換」を実施。**

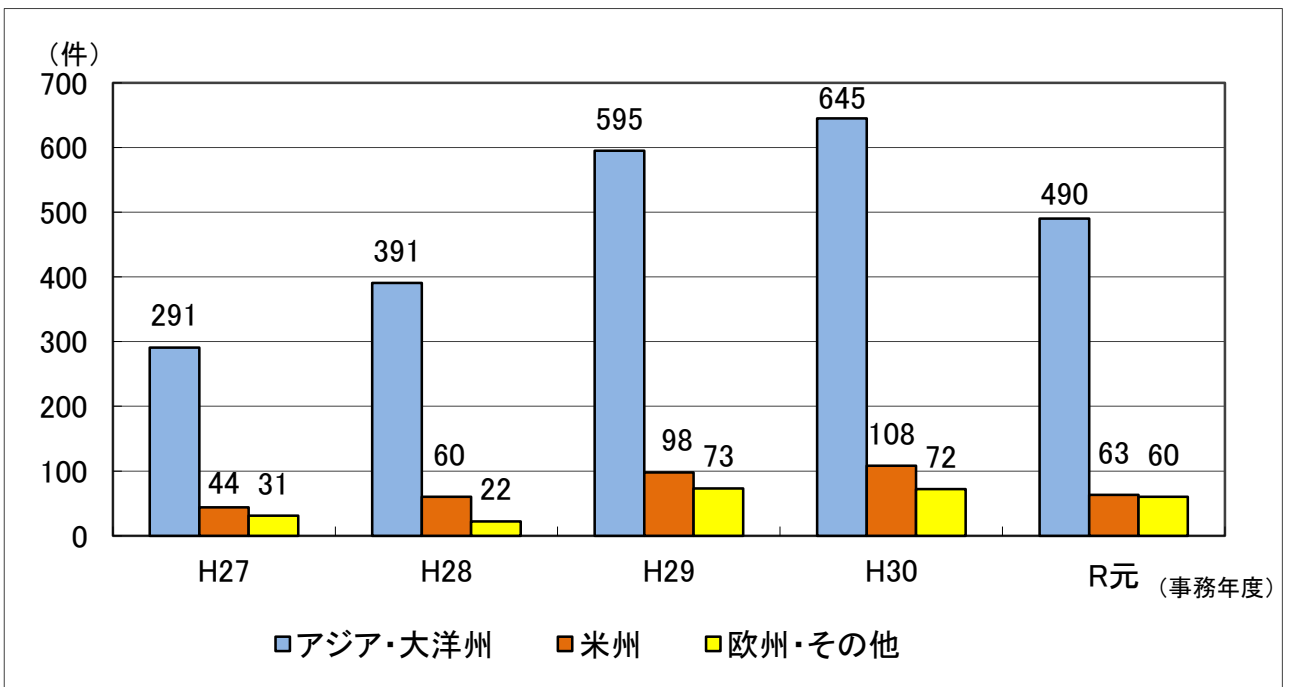
- 国税庁から外国税務当局に行った「要請に基づく情報交換」の件数は 613 件であり、昨事務年度までの増加傾向から転じて減少しました。  
地域別にみると、我が国と経済的関係が強いアジア・大洋州の国・地域向けの要請が 490 件となり、約 8 割を占めています。
- 外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の件数は 233 件であり、平成 29 事務年度以降、毎年増加しています。



グラフ5 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



グラフ6 「要請に基づく情報交換」の地域別件数の推移（国税庁→外国税務当局）



## 「要請に基づく情報交換」の活用例

### ☆ 【外国税務当局から受領した情報の活用例】

CRS 情報から、被相続人 D が X 国の金融機関に口座を保有していることを把握したが、相続人 E の相続税申告書に当該預金口座の記載がなく、相続税の申告漏れが想定された。また、CRS 情報は年末時点での口座残高であり、“相続開始時点”での残高を把握する必要があったものの、残高については日本国内では十分な情報を得ることができなかった。そこで、D の相続開始時点での X 国金融機関口座の預金残高を示す資料の提供を、X 国税務当局に対し要請・入手した結果、D の相続開始時の預金残高が判明し、E の相続税の申告漏れを把握した。

《参考》我が国の情報交換ネットワークの現状

**【ポイント】**

**情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークは、142か国・地域をカバーするまで拡大。**

- 租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものです。
- 令和3年1月1日現在、我が国では77の二国間租税条約等（注）が発効しており、これらの全てに情報交換を実施するための規定が設けられています。最近では、エクアドル（令和元年12月）、ジャマイカ（令和2年9月）、ウズベキスタン（令和2年10月）との租税条約が発効しています。  
（注）二国間租税条約等には、租税条約のほか情報交換協定、日台民間租税取決めが含まれます。
- また、令和3年1月1日現在、多国間の枠組みである税務行政執行共助条約（以下「執行共助条約」といいます。）の締約国は、我が国を除いて110か国です。  
執行共助条約は、締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約の締結により、より多くの国・地域と情報交換を行うことが可能になっています。
- 二国間租税条約等及び執行共助条約を合わせると、令和3年1月1日現在、我が国の情報交換ネットワークは142か国・地域をカバーするものとなっています。

**別紙3** 我が国の租税条約ネットワーク

# CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙1

(令和3年(2021年)1月1日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)		2018年に初回交換(51か国・地域)		2019年に初回交換 (2か国・地域)	初回交換時期未定(45か国・地域)	
アイスランド	セーシェル	アゼルバイジャン	(中)マカオ*	ガーナ*	アルメニア	パプアニューギニア
アイルランド	大韓民国	アラブ首長国連邦*	チリ	クウェート*	ウガンダ	パラオ
アルゼンチン	チェコ	アンティグア・バーブーダ	(丁)グリーンランド		ウクライナ	パラグアイ
イタリア	デンマーク	アンドラ	ドミニカ国*		エジプト	フィリピン
インド	(丁)フェロー諸島	イスラエル	トリニダード・トバゴ	2020年に初回交換 (4か国・地域)	エスワティニ	ブルキナファソ
英国	ドイツ	インドネシア	トルコ	オマーン*	エルサルバドル	ベトナム
(英)アンギラ*	ノルウェー	ウルグアイ	ナウル*	ナイジェリア*	カーボベルデ	ベナン
(英)英領バージン諸島*	ハンガリー	オーストラリア	ニウエ	(仏)ニューカレドニア*	ガイアナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
(英)ガンジー	フィンランド	オーストリア	日本	ペルー	ガボン	ボツワナ
(英)ケイマン諸島*	フランス	(蘭)アルバ*	ニュージーランド		カメルーン	ホンジュラス
(英)ジブラルタル	ブルガリア*	(蘭)キュラソー	パキスタン	2021年以降に初回交換 予定(10か国・地域)	カンボジア	マダガスカル
(英)ジャージー	ベルギー	(蘭)セントマーティン	パナマ		北マケドニア	マリ
(英)ターコス・カイコス諸島*	ポーランド	カタール*	バヌアツ*		ギニア	モーリタニア
(英)バミューダ*	ポルトガル	カナダ	バハマ*	アルバニア(2021)*	グアテマラ	モルドバ
(英)マン島	マルタ	クック諸島	バルバドス	エクアドル(2021)	コートジボワール	モンゴル
(英)モンセラット*	南アフリカ共和国	グレナダ*	バーレーン*	カザフスタン(2021)	ジブチ	リベリア
エストニア	メキシコ	コスタリカ	ブラジル	モルディブ(2021)	ジャマイカ	ルワンダ
オランダ	ラトビア	サウジアラビア	ブルネイ・ダルサラーム*	ケニア(2022)	セネガル	レソト
キプロス	リトアニア	サモア*	ベリーズ*	モロッコ(2022)	セルビア	
ギリシャ	リヒテンシュタイン	シンガポール	マーシャル諸島*	ジョージア(2023)	タンザニア	
クロアチア	ルーマニア*	スイス	マレーシア	タイ(2023)	チャド	
コロンビア	ルクセンブルク	セントクリストファー・ネビス*	モナコ	モンテネグロ(2023)	チュニジア	
サンマリノ		セントセント及びグレナディン諸島*	モーリシャス	ヨルダン(2023)	トーゴ	
スウェーデン		セントルシア	レバノン*		ドミニカ共和国	
スペイン		中華人民共和国	ロシア		ナミビア	
スロバキア		(中)香港			ニジェール	
スロベニア					ハイチ	

(注)1 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(103か国・地域)。

2 \* は日本からCRS情報の提供を行わない国・地域(31か国・地域)である。

3 上記1のほかに、公益財団法人日本台湾交流協会(日本側)と台湾日本関係協会(台湾側)との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実現するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みが構築されており、これに基づき日本と台湾の間で金融口座情報が自動的に提供される。

# CRS情報の自動的情報交換の地域別 受領・提供 口座数

(令和元事務年度確定値)

## 欧州・NIS諸国 (43)

アイスランド	(英) ジャージー	サンマリノ	(ト) グリーンランド	ベルギー	ルーマニア
アイルランド	(英) マン島	スイス	(ト) フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アゼルバイジャン	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アンドラ	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英) ガーンジー	ギリシャ	チェコ	リトアニア		
(英) ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	

## 北米・中南米 (25)

アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英) アンギラ
(英) 英領バージン諸島
(英) ケイマン諸島
(英) ターコス及びカイコス諸島
(英) バミューダ諸島
(英) モントセラト
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
メキシコ
(蘭) アルバ
(蘭) キュラソー

### 欧州・NIS諸国

受領: 299,313(41)  
提供: 64,129(38)

### 中東・アフリカ

受領: 32,755(11)  
提供: 2,174(5)

### 中東・アフリカ (11)

アラブ首長国連邦
イスラエル
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

### 北米・中南米

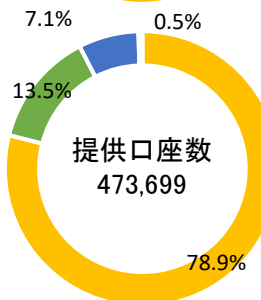
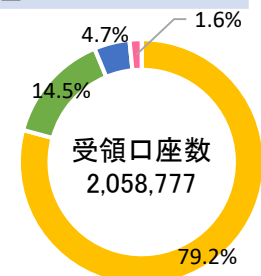
受領: 96,288(19)  
提供: 33,526(11)

### アジア・大洋州

受領: 1,630,421(15)  
提供: 373,870(11)

### アジア・大洋州 (16)

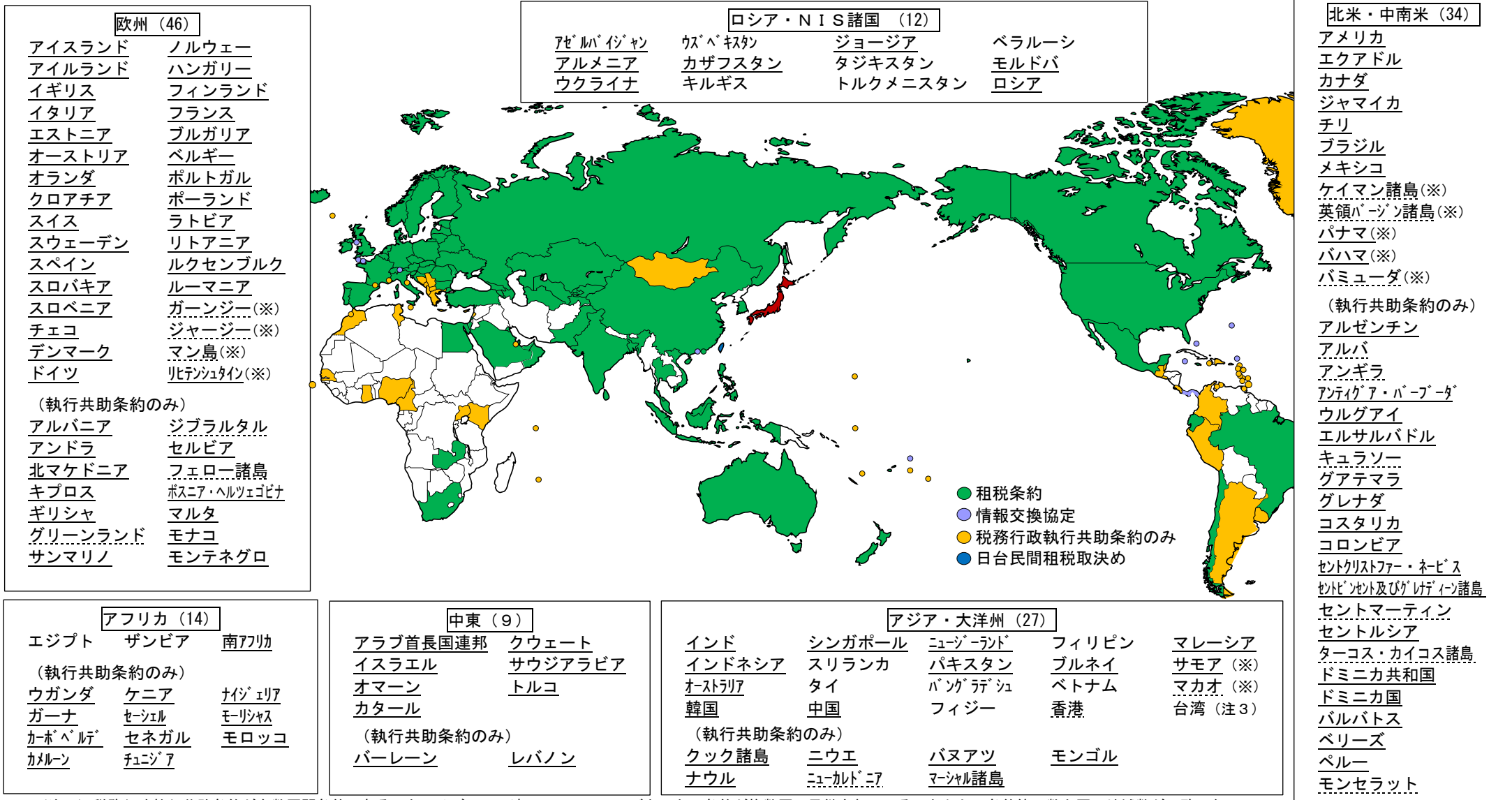
インド	サモア	(中) 香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中) マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マーシャル諸島
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	マレーシア



(注) エリア表示欄の赤字は報告対象国、「受領」「提供」欄の括弧書は交換実施国を示す。

# 我が国の租税条約ネットワーク

《78 条約等、142 か国・地域適用／2021 年 1 月 1 日現在》(注1)(注2)



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・ 租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：65本、74か国・地域
- ・ 情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11本、11か国・地域（図中、(※)で表示）
- ・ 税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて110か国（図中、国名に下線）。適用拡張により128か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は56か国・地域。
- ・ 日台民間租税取決め：1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。

別 添
-----

令和2事務年度における CRS 情報の受領・提供の状況

(令和3年1月15日時点)

我が国にとって3回目となる令和2事務年度の CRS 情報の自動的情報交換では、令和3年1月15日までに、日本の居住者に係る金融口座情報約219万件を84か国・地域の外国税務当局から受領した一方、日本の非居住者に係る金融口座情報約65万件を国税庁から69か国・地域に提供しました。

(令和2年7月～令和3年1月)

	受領		提供	
	国・地域数	口座数(件)	国・地域数	口座数(件)
アジア・大洋州	16	1,808,028	12	528,425
北米・中南米	16	68,227	12	41,579
欧州・NIS諸国	40	313,025	39	72,956
中東・アフリカ	12	2,803	6	4,258
合計	84	2,192,083	69	647,218

なお、令和2(2020)年は、各国金融機関及び外国税務当局も新型コロナウイルス感染症による影響を受けていることから、各国税務当局は、各国の実情に応じて、CRS情報の自動的情報交換の交換期限を本来の9月末から12月末まで延期できることになっています。

( 以 上 )